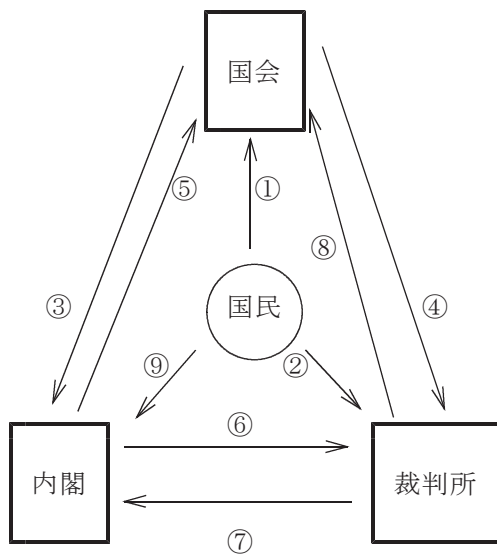


125, 三権分立

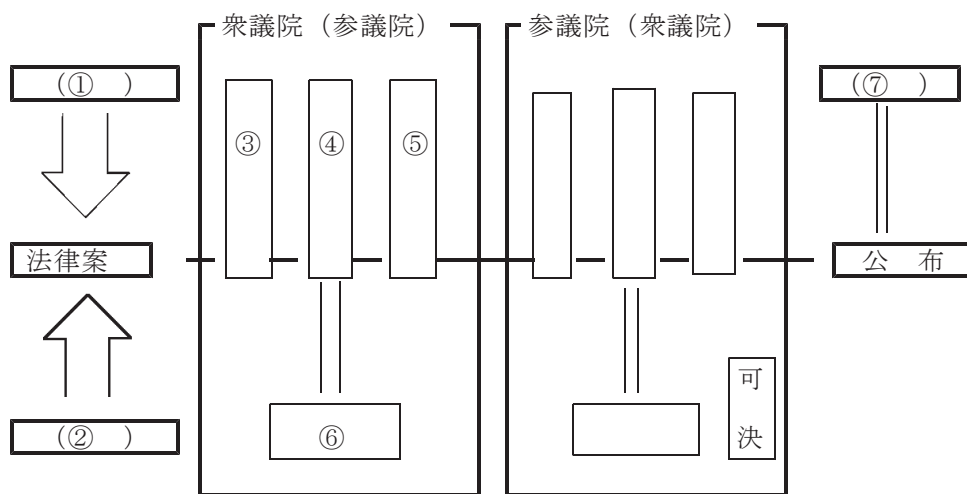
125,



- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨

126, 法律の出来るまで

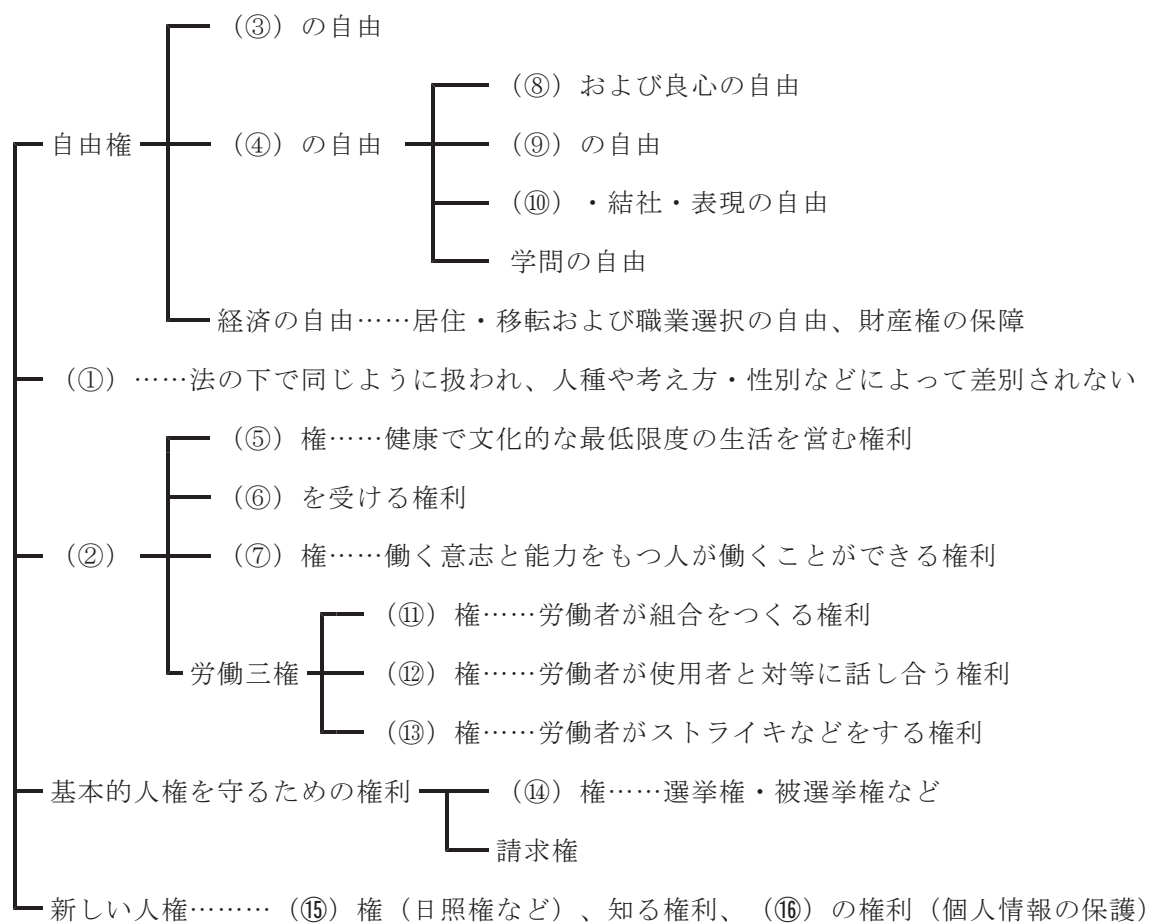
126,



- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦

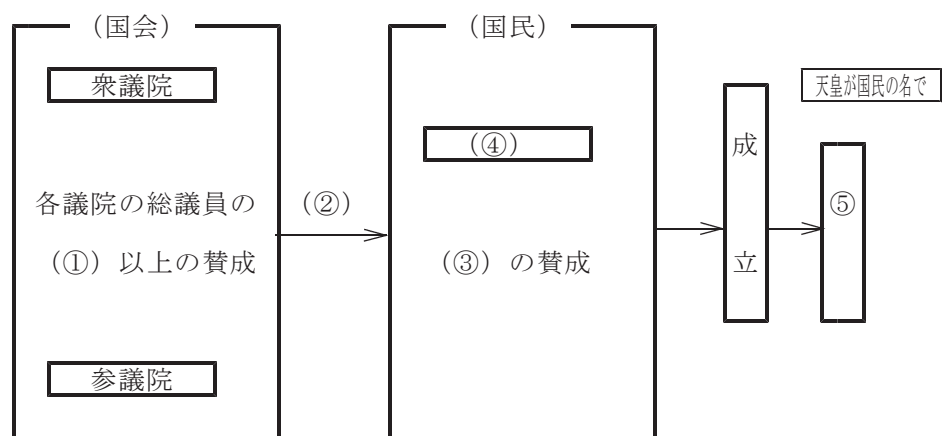
127, 基本的人権

127,



- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- ⑫
- ⑬
- ⑭
- ⑮
- ⑯

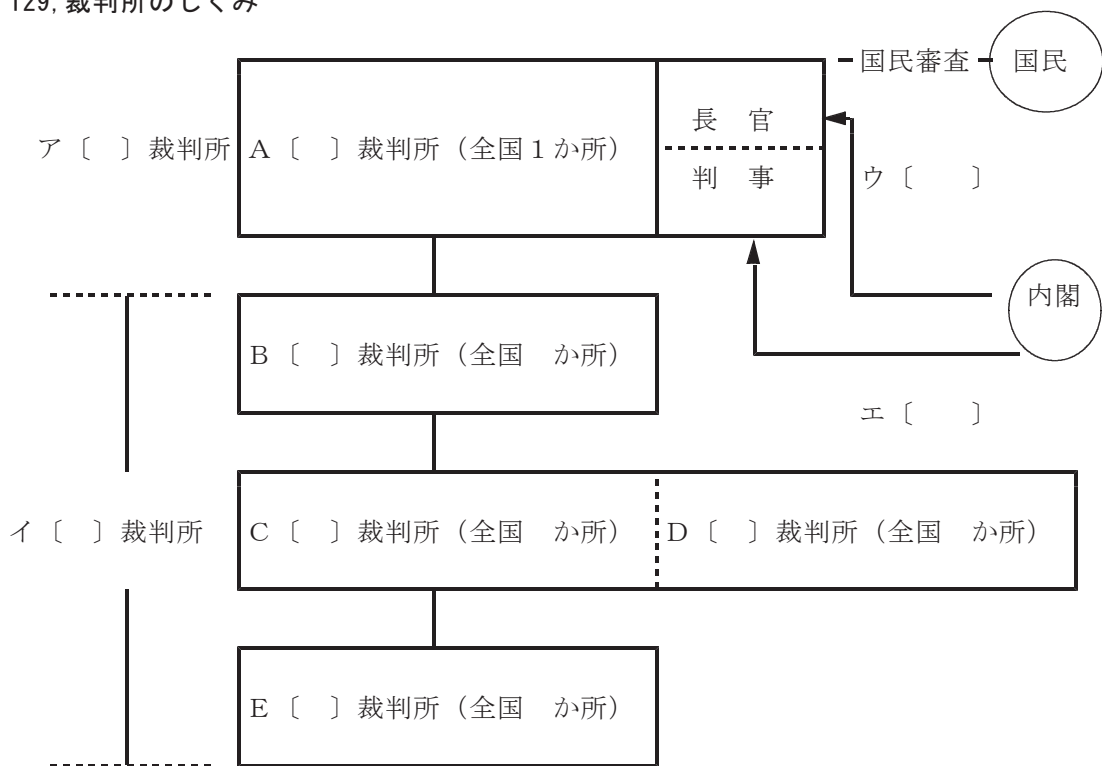
128, 憲法改正



128,

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

129, 裁判所のしくみ



129,

- ア
- イ
- ウ
- エ
- A
- B
- C
- D
- E

衆議院		参議院	
比例代表 小選挙区	(①) 名 議員数	比例代表区 (②)	計 (④) 名 選挙区選出 (③)
満 (⑤) 歳以上	被選挙権	満 (⑥) 歳以上	
(⑦) 年	任期	(⑧) 年、(⑨) 年ごとに半数改選	
(⑩)	解散	(⑪)	

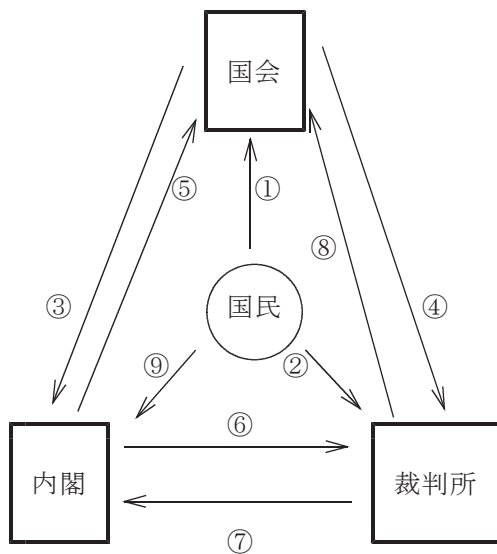
- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪

131, 《数字・言葉》

- 1 衆議院議員の定数は () で、参議院議員の定数は () である。
- 2 衆議院議員の選挙権は () 歳以上で、被選挙権は () 歳以上である。
- 3 参議院議員の選挙権は () 歳以上で、被選挙権は () 歳以上である。
- 4 衆議院議員の任期は () 年で、参議院議員の任期は () 年である。
- 5 通常国会は毎年 () 回、() 月に召集され、会期は () 日間である。
- 6 特別国会は衆議院の総選挙後 () 日以内に召集される。
- 7 日本の行政組織は、() 府 () 省庁で構成されている。
- 8 最高裁判所は () 人の長官と () 人の裁判官から構成されている。
- 9 下級裁判所として、全国に高等裁判所が () カ所、地方裁判所が () カ所、家庭裁判所が () カ所設置されている。
- 10 日本国憲法は、前文と () 章 () 条からなる。
- 11 衆議院が解散されると () 日以内に総選挙が行われる。
- 12 臨時国会は、いずれかの議院の () 以上の要求で召集される。
- 13 国会の本議会の定足数は、両議員とも、各々の総議員の () 以上の出席が必要である。
- 14 憲法改正は、各議院の総議員の () 以上の賛成で、国会が発議しなければならない。
- 15 国の財政の会計年度は、() 月 () 日から翌年の () 月 () 日までである。
- 16 地方自治において、知事の被選挙権は () 歳以上で、市町村長の被選挙権は () 歳以上である。
- 17 リコールに必要な署名数は、有権者の () 以上である。
- 18 条例の制定・改正・停止や監査の請求の署名数は、有権者の () 以上である。
- 19 憲法改正は、日本国憲法第 () 条に定められている。
- 20 教育の義務は日本国憲法第 () 条に定められている。
- 21 勤労の義務は日本国憲法第 () 条に定められている。
- 22 納税の義務は日本国憲法第 () 条に定められている。
- 23 衆議院議員の選挙区は、11の比例代表で176名選出し、小選挙区で () 名
- 24 参議院議員の選挙区は、比例代表区と原則として () ごとの選挙区である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24

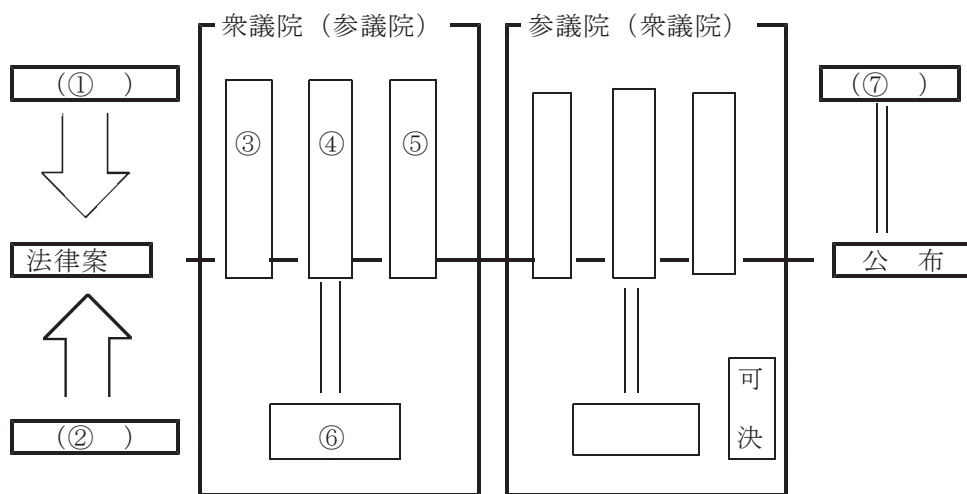
125, 三権分立



125,

- ① 選挙
- ② 国民審査
- ③ 内閣総理大臣の指名・内閣不信任の決議
- ④ 弾劾裁判 だんがいはい
- ⑤ 衆議院の解散
- ⑥ 最高裁判所長官の指名、その他の裁判官の任命
- ⑦ 政令・処分・命令の違憲審査 しよぶん
- ⑧ 違憲立法審査権 いけんりつぽうしんさけん
- ⑨ 世論 せ(よ)ろん

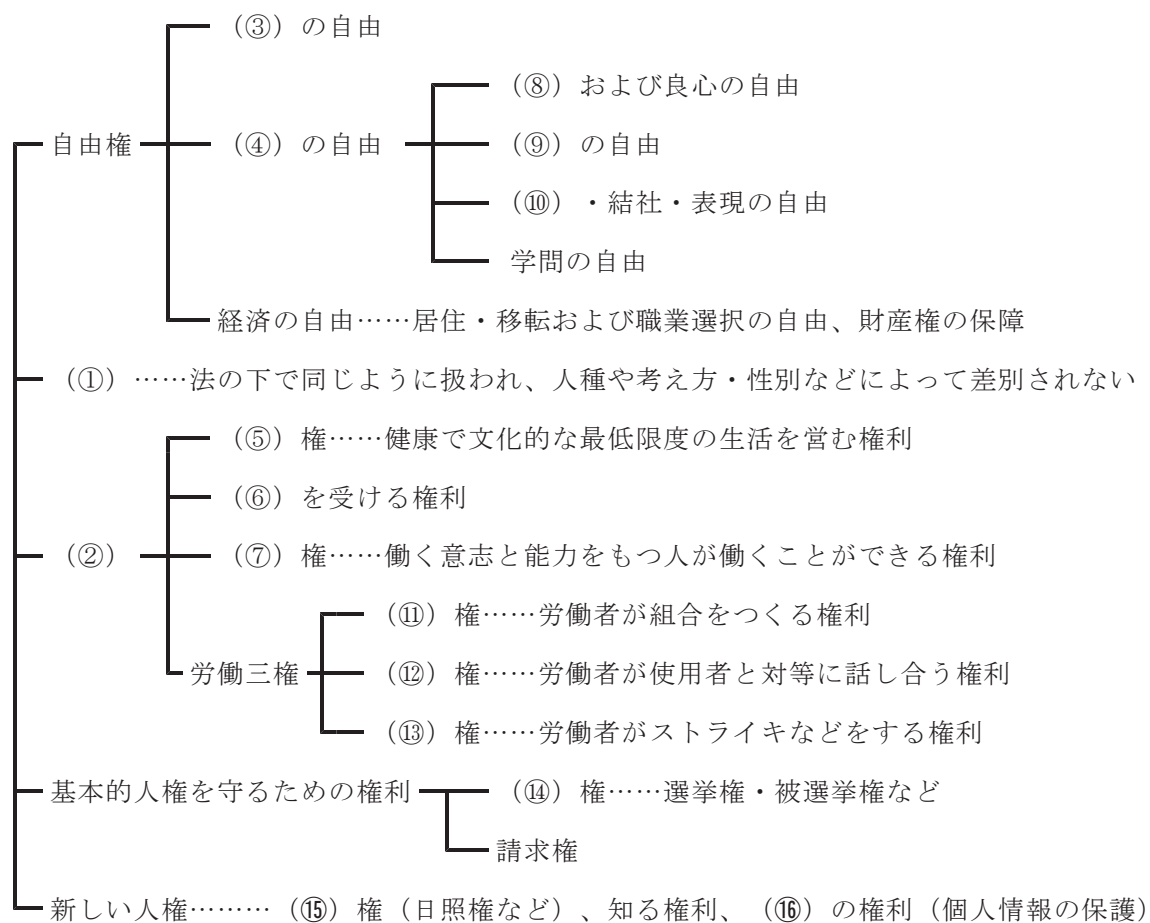
126, 法律の出来るまで



126,

- ① 国会議員 } 入れかえ可
- ② 内閣 }
- ③ 議長
- ④ 委員会
- ⑤ 本会議
- ⑥ 公聴会
- ⑦ 天皇

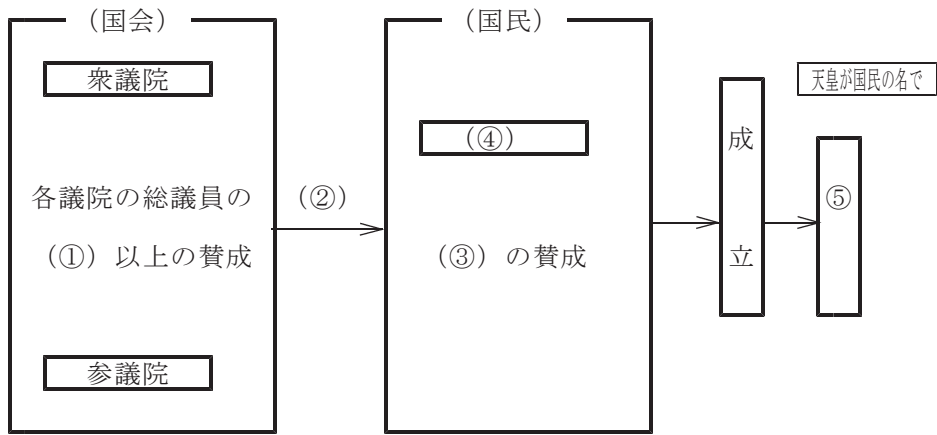
127, 基本的人権



127,

- ① 平等権
- ② 社会権
- ③ 身体
- ④ 精神
- ⑤ 生存
- ⑥ 教育
- ⑦ 勤労
- ⑧ 思想
- ⑨ 信教
- ⑩ 集会
- ⑪ 団結
- ⑫ 団体交渉
- ⑬ 団体行動 (争議)
- ⑭ 参政
- ⑮ 環境
- ⑯ プライバシー

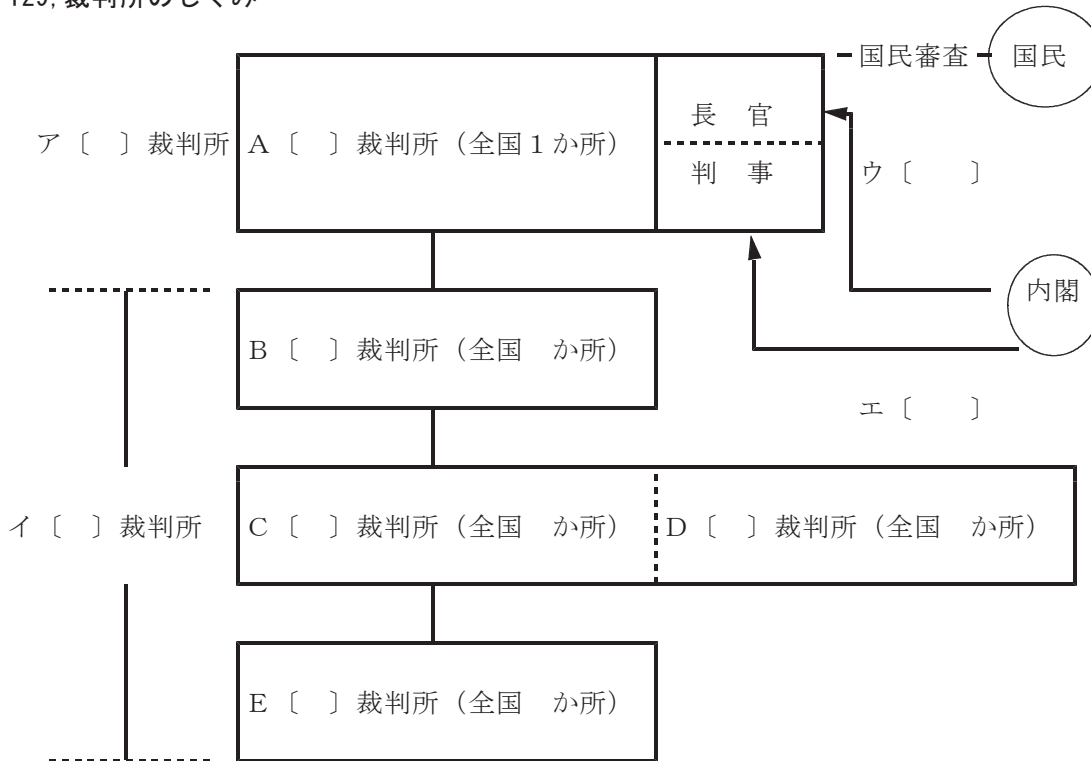
128, 憲法改正



128,

- ① 3分の2
- ② 憲法改正の発議
- ③ 過半数
- ④ 国民投票
- ⑤ 公布

129, 裁判所のしくみ



129,

- ア 上級
- イ 下級
- ウ 指名
- エ 任命
- A 最高
- B 高等、8
- C 家庭、50
- D 地方、50 } 入れかえ可
- E 簡易、438

130, 国会のしくみ

衆議院		参議院	
比例代表 小選挙区	(①) 名	議員数	比例代表区 (②)
			選挙区選出 (③)
			計 (④) 名
満 (⑤) 歳以上	被選挙権	満 (⑥) 歳以上	
(⑦) 年	任期	(⑧) 年、(⑨) 年ごとに半数改選	
(⑩)	解散	(⑪)	

130,

- ① 4 6 5
- ② 9 6
- ③ 1 4 6
- ④ 2 4 2
- ⑤ 2 5
- ⑥ 3 0
- ⑦ 4
- ⑧ 6
- ⑨ 3
- ⑩ ある
- ⑪ なし

131, 《数字・言葉》

- 1 衆議院議員の定数は () で、参議院議員の定数は () である。
- 2 衆議院議員の選挙権は () 歳以上で、被選挙権は () 歳以上である。
- 3 参議院議員の選挙権は () 歳以上で、被選挙権は () 歳以上である。
- 4 衆議院議員の任期は () 年で、参議院議員の任期は () 年である。
- 5 通常国会は毎年 () 回、() 月に召集され、会期は () 日間である。
- 6 特別国会は衆議院の総選挙後 () 日以内に召集される。
- 7 日本の行政組織は、() 府 () 省庁で構成されている。
- 8 最高裁判所は () 人の長官と () 人の裁判官から構成されている。
- 9 下級裁判所として、全国に高等裁判所が () カ所、地方裁判所が () カ所、家庭裁判所が () カ所設置されている。
- 10 日本国憲法は、前文と () 章 () 条からなる。
- 11 衆議院が解散されると () 日以内に総選挙が行われる。
- 12 臨時国会は、いずれかの議院の () 以上の要求で召集される。
- 13 国会の本議会の定足数は、両議員とも、各々の総議員の () 以上の出席が必要である。
- 14 憲法改正は、各議院の総議員の () 以上の賛成で、国会が発議しなければならない。
- 15 国の財政の会計年度は、() 月 () 日から翌年の () 月 () 日までである。
- 16 地方自治において、知事の被選挙権は () 歳以上で、市町村長の被選挙権は () 歳以上である。
- 17 リコールに必要な署名数は、有権者の () 以上である。(有権者数が40万人を越えない場合)
- 18 条例の制定・改正・停止や監査の請求の署名数は、有権者の () 以上である。
- 19 憲法改正は、日本国憲法第 () 条に定められている。
- 20 教育の義務は日本国憲法第 () 条に定められている。
- 21 勤労の義務は日本国憲法第 () 条に定められている。
- 22 納税の義務は日本国憲法第 () 条に定められている。
- 23 衆議院議員の選挙区は、1 1 の比例代表で1 7 6 名選出し、小選挙区で () 名
- 24 参議院議員の選挙区は、比例代表区と原則として () ごとの選挙区である。

131,

- 1 4 6 5, 2 4 2
- 2 1 8, 2 5
- 3 1 8, 3 0
- 4 4, 6
- 5 1, 1, 1 5 0
- 6 3 0
- 7 1, 1 2
- 8 1, 1 4
- 9 8, 5 0, 5 0
- 10 1 1, 1 0 3
- 11 4 0
- 12 4 分の 1
- 13 3 分の 1
- 14 3 分の 2
- 15 4, 1, 3, 3 1
- 16 3 0, 2 5
- 17 3 分の 1
- 18 5 0 分の 1
- 19 9 6
- 20 2 6
- 21 2 7
- 22 3 0
- 23 2 8 9
- 24 都道府県